

第3回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和3年8月2日(月) 9時30分～11時17分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員

使用者代表委員 花原委員、平木委員、宮城委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、宮地監督課長、今井賃金室長

野口賃金室長補佐、田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 鳥取県最低賃金の改正審議

(2) その他

今後の日程について

5 資料目次

(1) 令和3年鳥取県最低賃金の改正審議に資するためのアンケート結果(最終集計)

(2) 業務改善助成金交付状況

(3) 最低賃金に関する基礎調査結果に係る賃金分布など

(4) 鳥取県内の雇用情勢(令和3年6月分)

(5) 総務省統計局「労働力調査」(基本集計)令和3年6月分結果

(6) 毎月勤労統計調査(全国・鳥取県)

(7) 審議日程

6 議事内容

○野口賃金室長補佐 ただ今から第3回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について確認いたします。本日は委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

傍聴者の方々には受付でお渡ししております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長をお願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。

それでは、第3回の専門部会を始めたいと思います。

では、早速議事に入ります。

まず、議事の1つ目ですが、金額審議の方に入っていきます。

それでは、最初に、事務局から配付された資料の説明をお願いします。

○今井賃金室長 おはようございます。それでは配付いたしました資料について御説明いたします。

〔資料説明〕

なお、資料ナンバー1の基になりました意見の詳細につきましては、前回の中間集計後に寄せられたもののみを作成し、今回提出してございます。前回同様、委員限りで別途配付させていただいているところがございます。委員限りとさせていただきましたのは、意見内容にはプライバシーに関わるものが含まれていることからの配慮でございます。

以上、意見聴取結果についての御報告でございました。

続けて、第2回専門部会において、各委員から、御質問、御要望のあった事項につきまして、資料等を作成いたしましたので、御報告いたします。

まず、宮城委員から、鳥取県内の令和2年度の業務改善助成金の申請及び受給数、鳥取県内の予算と執行状況、全国の予算と執行状況について、御質問がございました。13ページがその御質問に関する資料でございます。令和2年度の全国の予算は20.8億円、全国の交付決定額は6.6億円でございました。なお、県別の予算というのはございませんので、全国の状況のみの回答となります。

鳥取県つまり、鳥取労働局の交付実績について御説明いたします。御覧のように、令和2年度は交付決定件数10件、交付金額9,072,000円でございました。なお、御質問にはございませんでしたが、産業分類別の交付状況と労働能率の増進に資する設

備・器具等についての状況について提出しているところでございます。

宮城委員からの御質問に関する資料等の説明は以上でございます。

続きまして、河村委員から、基礎調査につきまして、1点目は、選定した基礎調査1,472事業所の基となる対象事業所の総数を示すようにということ、2点目として、復元値91,154人の復元前の人数と、できれば賃金分布を示すようにという、御質問、御要望がございました。この点についてまとめたものが資料15ページでございます。

15ページを御覧ください。今回選定しました事業所1,472事業所は、母集団13,127事業より選定したもので、母集団の労働者数は91,277人でございます。760事業所から有効回答を得ており、この760の事業所の労働者数の合計は6,311人でございます。よって、復元前の労働者数は6,311人でございます。

次に、この復元前の6,311人による賃金分布表を作成したところ、16ページのとおりとなっておりますので御報告いたします。

なお、最低賃金に関する基礎調査の結果につきましては、今後、地方最低賃金審議会での審議終了後4か月後に公表することとなりますが、その際には、政府統計の総合窓口e-Statに掲載し、公表することとなります。このときには、全国斉一性を担保するために、公表する資料は労働者数復元により集計した第1表から第4表までを公表することとなっておりますので、併せて御報告いたします。以上が、河村委員からの御質問に関する資料等の説明でございました。

最後に、佐藤会長より、有効求人倍率や消費者物価指数等の指標について、全国状況と鳥取県の状況が比較できる資料を作成するようとの御指示をいただいたところでございます。

その関連を御説明する前に、それに関わる資料などを本日新たに提出してございますので、説明申し上げます。

17ページ以降に、7月30日発表の鳥取県内の雇用情勢令和3年6月分を提出してございます。27ページ以降に、7月30日に総務省統計局が発表した、労働力調査(基本集計)6月分を提出してございます。

33ページ以降は、令和3年5月について毎月勤労統計が新たに公表されましたので、提出してございます。

さて、全国状況と鳥取県の状況が比較できる資料についてでございますが、空欄等がございますので、ひとまず本日は案という形で、委員限りでお示しをさせていただきたい

と思います。

なお、県別のデータの公表がなく、直接全国と比べることができないものもごさいます。そこで、参考となるのではと事務局で考えた統計の数値もこの表に記載しているところがございます。

また、鳥取県の春季賃上げ妥結状況につきましては、本日までに事務局において数値の確認をすることが間に合いませんでしたので空所となっております。以上で資料の説明を終わります。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、御説明いただきましたが、この件について委員の方から質問等ありますでしょうか。特になさそうですね。

それでは、議事を進めさせていただきますが、前回まで、労働者側、使用者側、それぞれ御主張を頂いているところではありますが、本日からまた金額審議を引き続き行うということで、これまでの主張を再度まとめた形でお願いをしたいと思うのですけれども、できますでしょうか。

○田中委員 少しお時間を頂ければ。

○宮城委員 こちらも時間をください。

○佐藤部会長 双方どれぐらい時間が必要ですか。

○宮城委員 20分。

○田中委員 最大30分。

○宮城委員 20分から30分で。

○佐藤部会長 前回までのことを含めて、それぞれ双方でお話ををされてから主張されるということですね。

○田中委員 そうです。

○佐藤部会長 分かりました。それでは、20分ということなので、事務局は場所の御案内をお願いします。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 それでは、専門部会を再開いたします。

では、使用者側から今回お願いしたいと思います。

○宮城委員 では、お話しさせていただきます。ミクロ的なことはそれこそアンケート等でお話しさせていただくとして、マクロ的なお話をさせていただきます。

先般、そもそも論で28円の目安がどうして出たのかという質問がありました。いわゆる目安については、7月21日の審議会の資料ナンバー2、3ページから、厚生労働大臣に対する中央最低賃金審議会の答申ということで出ておまして、この御説明があったと思うのですが、この分の4ページから、目安小委員会は、①から⑦まで、こういう内容で審議をし、この①から⑦を総合的に勘案して検討を行ったとあります。そして、恐らくこの①から⑦の中で、⑤、政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すと言われていたところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0から3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えない。それと、マクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えると言えないという記載がしてあります。

それで、その中で、先ほどマクロと言いましたけれども、③に法人企業統計というのが書いてあります。では、法人企業統計というのはどういう企業が対象なのかというのを見ますと、全国では300万社くらいあるのですかね、これは直近の数字は分かりませんが、何百万社かが対象だと。そのうち、これは少し以前の数値なのですが、資本金が10億円以上の企業が6,000社程度ある。それはこの統計の中に全部入っている。資本金1億円から10億円の企業はこの当時で3万1,000社ぐらいあった。その中の抽出が1万2,000社、3社に1社。10億円以上は全社。そして、1億円未満の会社が270万社ございます。その抽出数は3万1,000社、90社に1社なのです。途中でこの企業統計は変わりまして、資本金の関係を表す方法が変わりましたので、中小といいましょうか、1,000万円以下の資本金の会社、これは以前は7,000社抽出していたのですが、それが4,000社にまた減らされているのです。ということは、大企業に傾注しているという、この法人企業統計というのはそういうことです。となると、大企業というのは浮き沈みが結構あるのですが、回復するときには早いのですよね。中小企業は、大企業が回復しないと、その恩恵を被ることができませんから、この数字自体が、法人企業統計の収益の回復を見ても、中小零細企業あるいは小規模事業者の収益をほとんど反映していないというようにも思っております。

それと、先般、GDP、国内総生産について、比較するのは前年同期、一緒でないといけないのではないですかという話をしたのですが、第527回本審の机上配付資料に、我が国経済ということで、62ページから四半期別のGDP速報が出ていると思います。その62ページから63ページにGDPの推移が書かれてありましたけれども、62ページ

には実質のGDPの推移が、63ページには名目のGDPの推移が出ています。まず、実質の国内総支出、一番上のところなのですけれども、2021年1月から3月はマイナス1.0%となっています。これは前年同期比でしょうから、マイナスになっているでしょうと。先般、2020年の4月から6月が比較対象時期ですというお話があって、そこから見ると回復していますという御説明があったと思うのですけれども、これを見ていただくと、どれも前年同期と比較してもマイナスになっているということですよ。

問題なのは、我々が最低賃金の審議をするときには、GDPなども必要になってくるのですが、例えば昨年の審議をしたときには、左の方の2019年の数字が基になっていると思うのです。その2つ右横の2019年度、これは2020年の3月までですから、マイナス0.5%、2019年は0%となっています。そして、今年我々は、前年の分を基に審議しないとイケませんが、2020年はマイナス4.7%、2020年度はマイナス4.6%と悪化しているのですよね。名目の国内総支出GDPが63ページにあるのですけれども、同じような傾向なのです。いずれも悪化している。企業に携わっている人が、昨年と一緒か悪いぐらいじゃないのという感覚を、やはり経営者の感覚として持っておられるのはこの辺のところではないかと思います。それでもって昨年は目安がなかったのに今年は何で28円なのかというのが、使用者側としての素朴な疑問なのです。これだけ悪くなった数字を基に審議しているのに、何で昨年は目安が無しで、今年は何で28円なのか。そういうのがマクロ的な考えであり、経営者が何となく腑に落ちない、これだけ厳しいのにというところだろうと思うのです。だから、その数字を、28円の理由を示しなさいとお願いして、恐らく示すことができるものであればきっちりとした一覧表で示していただけたらと思うのです。けれども、これは元々政府の方針として、全国平均1,000円以上にしなければいけないという大本の前提があって数字が決定されているということの証左ではなかろうかと思っております。マクロ的なことはこれぐらいにさせていただいて、後で少しミクロ的なこともお話しさせていただきます。

○佐藤部会長 引き続きお願いします。

○平木委員 今、宮城委員から話があったとおりですけれども、数字が何かこう、どこまで鳥取県の我々中小零細企業の状況を端的に表しているのかというのがよく分からない。だから、いろんな数字が、どちらかという大きな企業の数値を取りまとめて、我々のところの数字というのがどう反映されているのかということがすごく見えづらいので、例えば、これができればいつも思うのですが、昨年の分の決算状況は、今年の3月に各事業

所が税務署に届けていると思うので、一度鳥取県の税務署のそういう数値をまとめてもらって、それがデータでもらえたら、鳥取県の本当の事業所の経営状況というのが見えるかと思うのですが、それをぜひ何か集計で表してもらえませんか。

○花原委員 昨日も全国の知事会が行われまして、昨年が続いて、できるだけ県をまたいで移動するなというような形を取られました。鳥取県もどんどんコロナの患者が増えてきている。東京は猛烈的に増えているという、各地方も猛烈的に増えているという状況で、本当に飲食業、運輸業、どうなっていくのかと。この時期に最低賃金、本当に上げていいのかと思います。砂丘の方の土産屋さんも店を閉めたということは皆さん御存じだと思いますし、それから近くの飲食業も、全然客が来ないからもう閉めましたというのが結構ちらほら出てきているという状況の中で、本当にいいのかというのがまず実感で思っています。

それと、雇用調整助成金の関係を少しお話しさせていただきたいと思いますが、一応雇用調整助成金の関係でどうにか会社も倒産せずに、廃業せずに済んでいるということで、一応失業率も全国で3%を切っている状態で推移していると思いますが、実際この雇用調整助成金が全く出なくなったということになると、失業率が今は3%弱ですけども、4%、5%と上がってくるように思われます。

宮城委員が今言いましたけれども、去年は目安を示さなかったということは、据置きしますよと、私はそういう判断を持っています。去年の業況と今年とでは、今年の方がかなり悪いので、なぜ28円なのかというのが率直な意見です。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、宮城委員、ミクロ的な話はそのままされますか。

○宮城委員 いいですか。

再度、今までの発言を話してくださいというお話でしたので、アンケート調査、これがミクロの関係になってくると思います。これについて、7月21日の審議会の資料の25ページにまとめたものが、最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果からの比較表というのがありますね、これを見ていただければと思います。

この前申し上げたように、最低賃金の対象となる方というのは恐らく非正規労働者であろうと思います。非正規労働者かどうかというのはここには出ていませんが、委員限りの資料で確認させていただいたところ、その中の労働者の欄に、あなたについて、家計主体者であるかという欄がありますけれども、ここに「はい」と答えた人の中で、非正規労働

者だと回答したのは次の方々です。整理番号8番、27番、29番、34番、52番、78番、95番、111番。この8名の方なのですけれども、この方々について見てみると、8番の方については、時給が1,000円で、最低賃金を900円に改正するべきだとなっています。27番の方は、非常に重要なところだろうと思うのですが、生計主体者で、時給が792円、最低賃金ですよ。この方は最低賃金を800円に改正するべきだと書いてあります。同じく29番、この方は、現在時給900円なのですが、最低賃金を800円にするべきだとしておられます。34番の方は、時給が1,240円で、最低賃金を1,000円に改正するべきだという回答です。52番の方が、現状830円の時給で、最低賃金を850円に改正するべきだと、苦しいから850円にしてくれという意見だろうと思います。78番の方は、時給が900円だけれども、最低賃金は792円で改正する必要は無いと言っておられます。95番の方は、時給が830円ですけれども、この方も最低賃金は改正する必要は無いとおっしゃっています。最後に111番、この方は換算すると時給933円で、最低賃金は800円に改正するべきだという意見です。

それで、何回も言っているのですが、一番私が問題とするのは、最低賃金近くの方で、その方の賃金を上げてほしいということであれば、それに見合った対応をしなければいけないということです。となると、27番の方の御意見ですね。お一人だけですね、時給が792円で生計主体者、この方が最低賃金を800円にしてほしいという御意見です。一方で、改正する必要は無いというのがお二方いらっしゃる。これをどう捉えるのかということなのですけれども、少なくともこの資料を見ると最低賃金を800円にはしてほしいだろうなど、その上の金額に当然してほしいとお考えでしょうけれども、恐らくいろんなことを考えられて800円にされたのかなと思います。改正する必要が無いという方は、真意は分かりませんが、自分は最低賃金ではないですから、しょせんはほかの人のことですからという感覚でお答えになっているのかもしれない。

ですが、私がやはり注視したいのは、792円で生計主体者の方が800円にしてほしい、これは切実な願いであろうと思っております。28円上げて820円というのは、この方にとっては非常にいいことであろうかと思っておりますけれども、改正するべきではないとおっしゃっている方がいらっしゃるということも非常に気になるところで、それは企業の状況が余り芳しくないのも、最低賃金を上げると雇止めなどそういったものが起きるかもしれないという危機感をお持ちなのかもしれません。その辺のところは分からないのですが、先ほど申しましたように、我々が、恐らく皆さんが思っておられるように、最低賃金の審

議というのは正規労働者を対象とした審議ではないと思うのですね。そういう最低賃金、あるいは最低賃金近くでお勤めになっておられる方をどう対応するかという問題、恐らく労働者側の底上げなどもその基本理念だろうと思いますし、その辺のところを考えると、やはり急激な引上げというのは何かしらの影響が起きるのではないかということで、労働者の方も敏感に察知しておられるのかなと感じるようなアンケート調査だったとおりますが、これは私の見方であって、いろいろ見方がありますので、反論があればまたお教えいただきたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、労働者側、お願いします。

○田中委員 少し資料を作ってきましたので配付いただければと思います。

それでは、私の方から説明をさせていただきます。元々賃上げということであれば、労使二項対立するというのが当たり前の話でありまして、先ほどの使用者側の意見というのは、それはそれでいいと思いますし、我々は労働者の立場で意見を述べますので、頭に来ることも使用者側にはあるかと思えますけれども、あくまでも労働者側の主張ですので、お聞き取りいただければと思っております。

それでは、先ほど配付させていただきました資料を基に主張を述べさせていただきたいと思えます。これまでの何回かの審議会や専門部会でも、我々の基本的スタンスというのを述べてまいりました。その1番目には、やはり最低賃金法、これは法律にのっとって審議すべき事項でございまして、最低賃金法第1条には賃金の低廉な労働条件の改善を図るということを明記してあります。このほか、意見陳述もございました、憲法第25条や労働基準法第1条など、いろいろ法律を鑑みないといけないということがあるのですけれども、やはり基本的に経済自立を可能にして、人に値する生活を営む最低賃金というのが基本中の基本だろうと思っております。政府が言っています、早期に全国の加重平均1,000円という数字はそれを具体化されたのではなかろうかなと思っております。

それから、2番目といたしまして、やはりコロナ禍というのは、これは労使同じ思いだと思いますけれども、我々立場的に弱い労働者の生活、雇用不安の払拭、これを何とか経済成長に基づいて回復させていくことが必要、そのためにはやはり最低賃金近傍で働く皆さんの賃上げというのは、どういう状況にあらうとも必要だと思っております。去年は目安が示されない状況で、据置きという、表現の取り方もあらうかと思えますけれども、2円上げていただきました。ずっとコロナのせいにしていったらどのようなになるのか、とい

う思いを持っておりまして、最低賃金、日本の法律の最低賃金、セーフティーネットの底上げ、これをする必要があるということで、それは金額でメッセージとして示すべきではないかなと思っております。一言で言えば、働くことを軸とする安心社会を作っていくことが不可欠だということでございます。

それから、現在の最低賃金が内包する課題でございますけれども、絶対額の低さ、鳥取県は他の6県と併せて日本最低賃金であります。政府が示している1,000円というのも、例え1,000円になって2,000時間働いても200万円、そこには社会保障と税とあるわけでございますし、大体これは、だんだんその負担が増えてきていますので、今可処分所得比率は約8割だと思います。ですから、手取りは160万そこそこ、それで本当に、先ほど言った、人に値する生活ができるのかどうなのか。また、地域間格差、東京と鳥取の、究極な話をするのですが、東京で働いたら1時間で1,041円です。ですから、同じ1時間で200円を超える、同じ労働をしても差がある。意見陳述のときに兵庫県の話もたしか言われたと思いますけれども、兵庫県は1時間928円で、それだけの格差がある。同じ日本に住んでいて、そのような格差についてはやはり解消に向けて努力すべき事項だと思っております。

それから、中小企業・小規模事業者の賃上げしやすい環境作り。この前業務改善助成金について新たに45円コースが追加されたというような説明もございましたけれども、やはりもう少し本当に事業主が賃上げできるような、寄り添う気持ちのある国策というのが示されるべきだと思っております。

それから、次に、同一労働同一賃金、これが中小企業に適用されるということで、有期で働いている人、それから、短時間・契約等労働者の労働改善、待遇のアプローチが法律的に進みつつあるということでございますので、そういう意味から、賃金もセットで引き上げていく必要があるということでございます。

我々は当面の目標として、いつも言うておりますけれども、誰もが時給1,000円ということを早期に実現すべき、この三者構成で議論していく必要があるのではないかなと思っています。それがこれまで再三述べております基本スタンスでございます。

続いて、事務局に御苦勞いただいて、審議会にはたくさんの資料を御提出、準備をいただいております。この場を借りて厚くお礼を申し上げます。その中から、我々が目指す具体的な数字というのも見いださなければならないという思いで、資料を中心に提示をさせていただきます。

1 番目には、中央最低賃金審議会目安額の尊重ということで、これは第527回の本審の資料3ページから記載されておりますが、御覧のとおり、根拠の無い28円ということが叫ばれておりますけれども、なくても示すことができるというのが事実でございます。実は、この全てのランクが有額で同額というのは、書いてありますけれども、時給表示になった2002年以降、初めてでありまして、やはりこのコロナ禍においても最低賃金を引き上げていく、このことが大事だという思いで、中央最低賃金審議会で決定されたものと受け止めております。ですから、我々、地方最低賃金審議会においても、この中央最低賃金審議会の目安というのは尊重されて当然だと思っておりますので、1番目に書かせていただいております。

それから、2番目に生計費でございますけれども、いつも連合が調査しますリビングウェイジということで、最後のページにエクセルの表がございます。これは5年に1回改定をしておりますけれども、実は今改定年で一生懸命作業をしているところでございますが、埼玉の生計費を調査して、それから各地方に展開するというやり方でございます。これを見ていただきますと、鳥取は、880円時給をいただければ単身者の最低生計をクリアする賃金水準になっていますよということを見ていただければと思います。詳細については、この厚い調査結果を基にこの数字が出ているということでございます。

それから、第526回本審の資料の10ページに、費目別標準生計費、令和2年一人世帯負担費の修正値ということで提示がございました。その額は146,577円でございます。それを、分母の考え方はいろいろあるかと思えますけれども、我々は、先ほどの、第2回専門部会の意見陳述にもございましたけれども、8時間働いたら普通の生活ができる賃金だという思いでございますので、月の所定内労働時間を分母にさせていただきますと、894円という数字が出ました。

それから、3番目として、やはり高卒初任給というのも一つの物差しだと思っております。第527回本審の資料の31ページ、これもどうも令和2年分からは通勤手当が加算されて、訳が分からないような状態になってはいますが、令和元年までは具体的高卒初任給が記載してありました。低い方の額、152,400円でございます。時給換算すると881円となります。2番とこの3番辺りは、県内でも880円辺りがやはり一つのポイントの額かなと感じているところでございます。

それから、4番目が都道府県の総合指数でございます。これも少しデータは古うございますが、この最低賃金決定要覧の195ページを見ていただきますと、19の指標の総合

指数が書いてあります。これは東京を100とした場合でございますが、鳥取は、東京を100とした場合、37位の69.5という立ち位置にあります。これを見たときに、島根は0.1ポイント上と、ほぼ同等という状況でございます。そして、最低賃金でございますが、38位から47位までに、793円、プラス1円の県が九州を中心に6県ございます。このDランクの中は、福島はCからDに來られた県なので少し置いておいて、残りの15県で見たときに、793円のグループと我々792円、日本最低賃金のグループに分かれているのが現状でございます。総合指数が低いところに6県ものプラス1円の県があるということが、我々としては納得できないということでございますが、そこで、現状、鳥取県はその792円で7県のグループ、日本最低賃金のグループに入っておりまして、ここにおられる中では宮城委員ぐらいだと思いますけれども、2016年、日本最低賃金だけは脱却しようとして大議論をいたしました。それは単独でのという思いが強いかと思いませんけれども、こういう状況にあるということで、我々は現状の、なかなか1,000円とか1,500円というのは、理想はあっても現実には難しい状況なので、やはりこの28円というのが一つの物差しになろうかと思っておりますので、鳥取県の経済のこともありますが、日本全体を見ればやはりこういうことも意識して協議を進める必要があるのではないかと思います。

それから、5番目には、中期的視点を入れた審議の必要性ということで書いております。政府の骨太方針で、より早期に全国加重平均1,000円ということ、何度も出ておりますけれども、これは47都道府県の平均が1,000円ではありませんから、あくまでも労働者一人一人の平均が1,000円により早くしなければならないという意味合いでございますので、加重という言葉の重みをしっかり議論する必要があるのではないかなと思っております。この辺りを重々認識した上で、最低賃金の審議は来年も再来年も続くわけでございますので、この三者構成を大事にした議論を進めていきたいという具合に書いています。

それから、アンケート結果、これは今日示されたので空白にしています。先ほど宮城委員も述べられましたけれども、私は労働者側の視点から何点か述べさせていただければと思います。まず、改正すべきというのが全労働者の69%の7割という状況でございます。そのうちの8割近くが、やはり820円、28円足して、今の最低賃金に28円足して820円というベースからものを見ますと、820円以上にしてほしいというのが80%おられるという現状でございます。

また、改正する必要が無いという方が25%おられるのですが、ざっと見たところ、そのうちの23人中20人が既に820円以上もらわれている。今日最終的なアンケートを見たものでまだ詳細は見ておりませんが、中には900円、1,000円を超えられる方もたくさんおられる状況でございます。現状に満足されているという結果ではなかろうかなと思っております。それから、使用者の中にも改正する必要があるというようなことで、900円辺りを提示されている使用者もおられます。そういう状況でございますので、労働側のアンケートを総合的に判断しますと、やはり上げてほしいというのが大多数の意見ではなかろうかなと思っております。

それから、7番目、組織労働者の春闘の結果でございます。これについては第527回本審の資料の47ページ、それから第2回の専門部会にも資料がございましたけれども、2021春闘で、300人未満の組合で、連合集計では1.81%、額にすれば4,500円ぐらいだったと思っておりますけれども、また、連合鳥取においても1.7%ぐらい、それから経団連集計が1.7%ぐらいでした。となれば、これは、連合に限っては組織労働者でございますので、このぐらい毎年交渉して上がっているというところなんです。2%上がった年もございます。そういう意味からすれば、この最低賃金近傍、誰とも交渉できないような労働者の賃上げという意味、底上げという意味からすれば、3%程度の引上げというのは必須になってくるのではないかなと我々は考えております。

よって、今の全国の加重平均が902円、その3%、27円、プラスアルファ、28円、この辺から数字は来たものではなかろうかなと勝手に推測をしております。そういうことを考えてやはり28円というのは死守した上で、Dランク内での格差是正、それから今申し述べたようなことを、総合的なことをプラスアルファした金額というのが、この審議会、我々の主張というところでございます。以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ほかの委員さんは特にありませんか。大丈夫でしょうか。

御意見ありがとうございました。今、双方の御意見を頂いたところなのですが、使用者側、労働者側の主張はまだ大きく隔たっているという印象があります。そこで、前回同様、10分ほどまた私と田中委員と宮城委員とで少し打合せをさせていただきたいと思っております。事務局は部屋の方をお願いします。

○今井賃金室長 時間は10分程度でよろしいですか。

○佐藤部会長 はい、では10分間休会いたします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開をしたいと思います。

今、三者で話をしてまいりましたが、なかなかうまく合意点が見つからない状況でありましたので、また次回以降に審議を進めていきたいということになりますが、宮城委員の方から意見ををお願いします。

○宮城委員 今、部会長が言われたように、もう完全なる平行線で、それぞれの意見が余りにも食い違っているということで、今後、8月5日の木曜日、6日の金曜日と連続して行うわけですけれども、なかなか5日で決まるのかどうかも分からないし、翌日6日、審議しても平行線のままで、連続して2日間行っても意味が無いのではないかなという思いがありまして、それで、5日の審議を見て、それぞれの団体、上部団体に相談したいと思っております。冷静な話し合いをしたいと思っておりますので、例えば、6日まではかかり決まっているので、再度日程調整を、10日以降の分もお願いできればと思います。そんなに長くはするつもりはないのですけれども、今の状態では今週中に決めるというのは難しいのではないかと思います。私個人の意見ですけれども、例えば、6日を中止にして、集まることが可能であれば10日に延ばしていただくと。その間にそれぞれの団体、上部団体に話をして、最終的な判断を持って10日に資料等を持ち込むというような形も考えていただければと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ということで、一応現状では5日、6日の予定でありますけれども、それは予定としてそのまま残しつつ、そこで決まらないことも予想されてきましたので、それ以降の日程確認だけお願いしたいと思います。以後の日程の決定については、また5日の審議の内容によって考えていきたいと思っております。

それでは、事務局の方から資料の訂正があるということですので、お願いします。

○今井賃金室長 申し訳ございません。今お手元に資料ナンバー3と書いた1枚物をお渡ししておりますけれども、これは河村委員からの御質問に対する御回答の中でも使用した資料なのですが、13, 127事業所の労働者数の合計は、正しくは91, 364人に訂正をさせていただきたいと思っております。訂正をさせていただきましたが、集計自体には全く影響はございません。提出資料が間違っていたことについておわび申し上げます。よろしくお願いたします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、今の件について何か御質問等ありますでしょうか。ありませんか。

では、本日の金額審議はこれで終了としたいと思います。続きは5日にしたいと思います。

では、議事の次に移りますが、その他について、事務局、何かありますでしょうか。

○今井賃金室長 日程の関係で、資料ナンバー7で日程を御案内していたところで、前回のお話で、第4回8月5日の開始時間を9時30分に変更してございます。また、予備日の5回の専門部会は10時15分に変更ということでございましたけれども、先ほどの宮城委員の話を受けて、再度、翌週の10日以降の日程の確認をまた各委員にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、これで本日の専門部会の方も終了したいと思います。ありがとうございました。

署名

部会長

委員

委員